

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年6月14日（火）第3220号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 3
- 機船船びき網漁業の許可及び起業の認可の定数の変更 (水産振興課取扱い) 3
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 4

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（8件） (商工政策課取扱い) 4
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字実久字仲田原700番2，700番3，776番1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第605号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションS&T	薩摩川内市五代町7165番地2	アルゴライン株式会社	薩摩川内市五代町7107番地2	三浦 彰	平成28年6月1日	訪問介護
ヘルパーステーション南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地1	有限会社南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地1	向井 和郎	平成28年6月1日	訪問介護
げんきリハサービス訪問看護ステーション	出水市高尾野町下水流2247番地7	株式会社ケイツーワイ	出水市高尾野町下水流2247番地7	蒲原 幸樹	平成28年6月1日	訪問看護
ローズ訪問看護ステーション	日置市日吉町日置403番地	医療法人みゆき会	日置市日吉町日置390番地1号	坪内みゆき	平成28年6月1日	訪問看護
デイサービスセンター田海園	薩摩川内市城上町9750番地7	アルゴライン株式会社	薩摩川内市五代町7107番地2	三浦 彰	平成28年6月1日	通所介護
地域密着型特別養護老人ホームソ・ウェルこくぶちゅうおう	霧島市国分中央三丁目12番29号	社会福祉法人みさき会	霧島市国分中央三丁目12番29号	藤崎 剛斎	平成28年6月1日	短期入所生活介護

## 鹿児島県告示第606号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所パール	薩摩川内市向田町975番地1	医療法人山下医院	薩摩川内市向田町995番地1	山下 兼達	平成28年6月1日	居宅介護支援
介護相談所とうみ	薩摩川内市五代町7165番地2	アルゴライン株式会社	薩摩川内市五代町7107番地2	三浦 彰	平成28年6月1日	居宅介護支援

## 鹿児島県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーションS&T	薩摩川内市五代町7165番地2	アルゴライン株式会社	薩摩川内市五代町7107番地2	三浦 彰	平成28年6月1日	介護予防訪問介護
ヘルパーステーション南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地	有限会社南の太陽	肝属郡東串良町新川西1367番地	向井 和郎	平成28年6月1日	介護予防訪問介護

	1		1			
げんきリハサー ビス訪問看護ス テーション	出水市高尾野町 下水流2247番地 7	株式会社ケイツ ーワイ	出水市高尾野町 下水流2247番地 7	蒲原 幸樹	平成28年 6月1日	介護予防 訪問看護
ローズ訪問看護 ステーション	日置市日吉町日 置403番地	医療法人みゆき 会	日置市日吉町日 置390番地1号	坪内みゆき	平成28年 6月1日	介護予防 訪問看護
デイサービスセ ンター田海園	薩摩川内市城上 町9750番地7	アルゴーライン 株式会社	薩摩川内市五代 町7107番地2	三浦 彰	平成28年 6月1日	介護予防 通所介護
地域密着型特別 養護老人ホーム ソ・ウェルこく ぶちゅうおう	霧島市国分中央 三丁目12番29号	社会福祉法人み さき会	霧島市国分中央 三丁目12番29号	藤崎 剛斎	平成28年 6月1日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第608号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
合同会社アイ メディック	熊毛郡屋久島 町尾之間913 -1	訪問看護ステ ーション雲雀	熊毛郡屋久島 町尾之間913 -1	平成28年 6月1日	育成医療・更 生医療
有限会社ケア サービス研究 所	始良市大山字 小坂元69番	訪問看護ステ ーション優	始良市大山字 小坂元69番	平成28年 6月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第609号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
社会医療法人義順顕彰会種 子島医療センター 西之表市西之表7463	名称	社会医療法人 義順顕彰会田 上病院	社会医療法人 義順顕彰会種 子島医療セン ター	精神通院医療
こもれば薬局 鹿児島市下荒田三丁目21- 5-1F	所在地	鹿児島市下荒 田三丁目21- 6	鹿児島市下荒 田三丁目21- 5-1F	精神通院医療

鹿児島県告示第610号

鹿児島県漁業調整規則（昭和39年鹿児島県規則第98号）第25条第1項の規定により定めた機船船びき網漁業の許可及び起業の認可の定数（平成25年2月12日鹿児島県告示第123号をもって告示）を次のとおり変更した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

漁業の種類	海 域	定数	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
機船船びき網漁業	志布志湾海域	26隻	定数	28隻	26隻

## 鹿児島県告示第611号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南種子町	平成26年4月1日から 平成28年2月10日まで	地籍図及び地籍簿	南種子町中之上の一部	平成28年 5月9日

## 公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により西之表市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス西之表店  
西之表市西之表字上ノ河16064番4 外
- 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成28年1月5日
- 意見の概要
  - オープン時・繁忙期等、交通渋滞が予想される場合は、交通整理員を配置するなど事故の未然防止に努めること。
  - 近隣住民等から騒音に関する苦情等が出た場合は、その解決の為に誠意をもって対応すること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により中種子町長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び熊毛支庁総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス中種子店  
熊毛郡中種子町野間字野別府5121番 外11筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成28年1月5日
- 意見の概要
  - 廃棄物処理等については、適正に処理を行うこと。
  - 騒音の規制基準を守り近隣住民に迷惑を及ぼさないよう努めること。

- (3) 交差点近くであるため、信号待ち車輛等、店舗出入口付近が混雑する可能性があるため、安全面の確保に努めること。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により志布志市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス志布志中央店  
志布志市志布志町志布志三丁目2319番1 外11筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年1月5日
- 3 意見の概要  
大規模小売店舗「ディスカウントドラッグコスモス志布志中央店」に関して、大規模小売店舗の名称変更に係る本市の意見は特にありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス川西店  
鹿屋市川西町3744番1 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年1月5日
- 3 意見の概要  
今回の届出について、大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく本市からの意見はありません。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス北指宿店  
指宿市東方田口田10839番1 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年1月5日
- 3 意見の概要  
本市においては意見はありません。

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス御陵下店・ほっともつと川内高校前店  
薩摩川内市御陵下町字住連木201番3 外5筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年1月5日
- 3 意見の概要  
上記店舗の変更事項について、本市の意見はありません。

.....

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿屋市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス鹿屋寿店  
鹿屋市寿四丁目3121番1
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年1月5日
- 3 意見の概要  
今回の届出について、大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく本市からの意見はありません。

.....

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成28年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ディスカウントドラッグコスモス出水野田店  
出水市野田町上名字町原496番 外2筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成28年1月5日
- 3 意見の概要  
本市として、意見はありません。

.....

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(1 工区)

大島郡知名町大字瀬利覚字古平作447番1の一部、447番2の一部、458番1の一部、458番2の一部、459番の一部、460番の一部、461番の一部、463番の一部、467番の一部及び467番地先里道の一部

## 2 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大島郡知名町大字瀬利覚字古平作447番1の一部、447番2の一部、458番1の一部、458番2の一部、459番の一部、460番の一部、461番の一部、463番の一部、467番の一部及び467番地先里道の一部

## 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大島郡知名町大字知名307番地  
知名町長 平安正盛

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第64号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年6月14日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRA聖闘士星矢3VBB	株式会社三洋物産	6P0436
ぱちんこ遊技機	ちよいパチ シャカンナーF29	マルホン工業株式会社	6P0478
ぱちんこ遊技機	CRAさくらももこ劇場 ミラくるずきんちゃんGL	株式会社ソフィア	6P0498
ぱちんこ遊技機	CR蒼天の拳天婦FWG	サミー株式会社	6P0491
回胴式遊技機	ニュースモモチャンEX	株式会社ニューギン	6S0257
回胴式遊技機	ニュースモモチャンEX-30	株式会社ニューギン	6S0319
回胴式遊技機	セブンスビート/KS	高砂電器産業株式会社	6S0429